

第2章

地震災害予防計画

第2章 地震災害予防計画

第1節 震災対策に携わる組織の整備計画

第1 対策に携わる組織の整備

第2 相互応援体制の整備

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班
関係資料	災害時における応援協定一覧

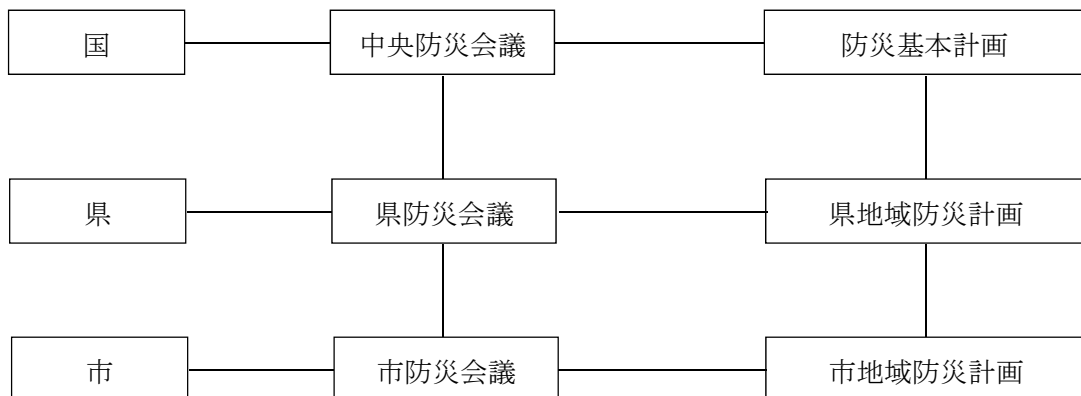
災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

第1 対策に携わる組織の整備

1 防災体制整備

市は、防災会議を設置して、地震災害対策計画を作成し、それに基づき、防災関係機関と協力体制の整備を図る。

災害対策基本法によって定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。



2 市の活動体制

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、市地域防災計画に基づき震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図る。この際、業務継続計画（BCP）を策定することなどにより、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水、飲料等の確保、災害

時にもつながりやすい多様な通信手段の確保，重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

市の各所属は，災害時に他の所属とも円滑に連携が図れるよう，情報交換を緊密に行うとともに，研修，訓練等を共同で行うなど所属間の連携体制を整備する。

(1) 水戸市の防災会議

ア 設置の根拠等

(ｱ) 災対法第 16 条

(ｲ) 水戸市防災会議条例

(ｳ) 水戸市防災会議運営規程

イ 所掌事務

(ｱ) 地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。

(ｲ) 市の地域に係る災害が発生した場合において，災害に関する情報を収集すること。

(ｳ) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(2) 水戸市の災害対策本部

ア 設置の根拠等

(ｱ) 災対法第 23 条の 2

(ｲ) 水戸市災害対策本部条例

イ 所掌事務

地域防災計画に定めるところにより，市の災害予防，災害応急対策及び応急復旧対策を実施すること。

3 県の活動体制

県は，災対法に基づき防災会議を設置して，震災対策計画を作成し，それに基づき，市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

(1) 茨城県防災会議

(2) 茨城県災害対策本部

4 防災関係機関等の活動体制

防災関係機関（指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，公的団体）は，災害対策基本法，防災業務計画，県地域防災計画及び市地域防災計画の定めにより，的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備するとともに，災害応急対策の活動要領（マニュアル）等の整備を図る。

5 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進

県及び市は，地震防災対策特別措置法第 1 条の 2 に基づき，地震防災対策を計画的に推進するため，地震防災上，緊急に整備すべき施設等に関して 5 箇年計画を策定し，

これらに定められた事業の着実な推進を図る。

【想定地震】

「茨城県南部地震（M7.3）」

【第5次5箇年計画事業】

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 緊急輸送道路等
- (5) 社会福祉施設
- (6) 公立小中学校・義務教育学校（校舎・屋内運動場）
- (7) その他

第2 相互応援体制の整備

市は、大規模な地震の発生時において、応急対策や復旧又は事後処理を迅速かつ的確に実施するため、他の行政機関、公共機関、自衛隊又は関係団体・組織等と応援体制の整備を図る。

1 市町村間における応援体制

市は、災害時の応援要請が迅速、総合的かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

2 消防機関間における応援体制

(1) 応援要請

消防局長が運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、県内消防機関による広域的な応援を実施するために、「茨城県広域消防相互応援協定」等に基づき他市町村の応援部隊の派遣を要請する。

さらに、市長は、県内消防応援で十分な体制を取ることができないと判断したときは、茨城県知事に対し「緊急消防援助隊」の応援要請を行う。

なお、知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請する。

(2) 相互応援

消防応援を求められたときは、迅速な消防相互応援を実施する。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練を通じて、県内消防機関相互の連携の強化に努める。

3 国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

県及び市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法等について、マニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

4 自衛隊との連携体制

市は、災害時において自衛隊と相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう、平常時から情報交換や防災訓練等の実施に努めるとともに、連絡を密にする。

5 公共団体・関係団体等への協力体制の整備

市は、公共団体や関係団体等の防災に関する組織の充実を図るよう促進するとともに、相互の連絡を密にして災害時における相互支援、協力体制が十分発揮できるような体制の整備を図る。

第2節 防災組織等の活動計画

第1 自主防災組織の育成・連携

第2 企業防災の促進

第3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

担当部	市民協働部，消防局
担当班	災害対策班，火災予防班
関係資料	水戸市地区防災計画

大規模な災害が発生した場合には，災害の防止又は軽減を図るため，市や防災関係機関のみならず，事業所はもとより企業を含めた市民が自主的に防災活動に参加し，地域で助け合っていくことが重要である。

市民は，日頃から隣近所で声をかけ合う体制づくりに努め，災害時に隣近所で声をかけ合い協力するとともに，その取組みを重ね合わせることで，町内会等において被害状況等を集約し，有機的な自主防災組織の活動につなげる。

また，地域防災力の向上を図るため，水戸市住みよいまちづくり推進協議会等との連携により，自主防災組織の活動環境の整備を積極的に行う。その際，多様なニーズを踏まえ，男性，女性，性的マイノリティの方の視点に配慮した防災を進める。

第1 自主防災組織の育成・連携

1 自主防災組織の整備

県及び市は，自主防災組織の育成の強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また，研修の実施などによる防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備などにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促す。

その際，女性の参画の促進に努める。

(1) 普及啓発活動の実施

市は，防災講演会や研修会の開催，パンフレットの作成等を通じ，広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

(2) 自主防災組織の編成

ア 市は，水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する地区等を単位として，自主防災組織を結成し，効果的な防災活動ができるよう育成する。

イ 地域内の事業所と協議のうえ，地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図る。

ウ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し，昼夜間，休日・平日等においても

支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織で昼間の構成員の確保ができない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図る。

(3) 地区防災計画の作成及び改訂

自主防災組織をはじめとする地域住民等は、地域の実情にあわせた災害対策を行うため、地区防災計画を作成する。

地区防災計画については、平常時より評価・見直しを行い、継続して活用できるよう努める。

(4) 自主防災組織の活動内容

【平常時】

- ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- オ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認
- カ 地区防災計画の作成・見直し

【発災時】

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
- カ 要配慮者の安全確保等
- キ 避難所の運営

2 協力体制の整備

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

また、地域の防災活動拠点施設の職員は、自主防災組織との連携を図る。

3 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成、資機材の整備や防災訓練等の活動について支援及び助成を行う。

4 リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

5 事業所防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検、整備等を行うことになっていることから、消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

(2) 危険物等施設、高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。このため、消防機関は危険物等施設管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係事業者が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し、指導助言を与え、その育成強化を図る。

第2 企業防災の促進

1 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定及び事業継続マネジメント（BCM）を構築するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

このため、市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニ

ーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。

さらに、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。

2 情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

3 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

企業は、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や設備の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努める。

第3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努める。

当該地区の市民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 ボランティアの活動体制整備計画

第1 災害ボランティアセンターの設置、運営及び機能

第2 ボランティアの養成

第3 ボランティアの活動環境の整備

担当部	市長公室，市民協働部，福祉部，保健医療部
担当班	企画班，災害対策班，福祉総務班，医療救護班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

大規模な災害が発生した場合には，被害の防止又は軽減を図るため，市や防災関係機関のみならず，地域で助け合っていくことが重要である。このため，災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び環境を整備するとともに，円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間の連携を促進する。

第1 災害ボランティアセンターの設置、運営及び機能

市は，災害発生後直ちに，市社会福祉協議会と協議し，災害ボランティアセンターの設置と運営を要請し，ボランティアの受入体制を確保する。

また，ボランティア現地本部には市担当職員を配置し，市とボランティア現地本部との連絡調整，情報収集・提供活動等を行う。

1 災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会等は，災害発生時におけるボランティア活動を効果的に行うため，災害ボランティアセンターを設置し，災害発生時には，その活動が円滑に行われるよう，被災地ニーズの調査を行う。

県及び市，県・市社会福祉協議会は，災害ボランティアセンターの設置について，ホームページ等により市民への周知を図る。

2 災害ボランティアセンターの運営

(1) 災害ボランティアセンターにおける活動内容

市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は，次に示すとおりである。

ア 災害ボランティアの受入れ

イ 被災者のニーズ調査

ウ 災害ボランティアのコーディネート

エ 災害ボランティア活動の情報の発信及び受信

オ 災害ボランティア活動に必要な保険加入及び物品，資機材等の調達

カ 災害ボランティア活動に係る支援募金等の活動

キ 市災害対策本部との連絡調整

ク 前各号掲げるもののほか、センターの運営に必要な活動

3 災害ボランティアセンターの機能

(1) ボランティアに協力依頼する活動内容

市が、ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達

イ 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）

ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）

エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）

オ その他被災者の生活支援に必要な活動

4 災害ボランティア団体との連携

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入や調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第2 ボランティアの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要であるため、県等が行っている研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアリーダーや市社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等の養成に努める。

第3 ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

1 ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

2 災害ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を推進する。

3 ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

第4節 災害通信整備計画

第1 災害通信施設の整備

第2 茨城県防災情報ネットワークシステム

第3 アマチュア無線ボランティアの確保

第4 情報提供に係る多様な通信手段の活用

担当部	市長公室，総務部，市民協働部
担当班	情報政策班，財産活用班，災害対策班

第1 災害通信施設の整備

災害発生時の被害を最小限にとどめるために，市民に迅速かつ的確に情報を提供・伝達しなければならない。そのため市は，県及び防災関係機関の間で緊密な情報の連絡をとるとともに，平常時から情報通信ネットワークの整備充実を図り，訓練等を通じて通信機器等の操作の習熟に努める。

1 災害通信設備の整備

市は，指定避難所，防災拠点施設等にMCA無線機，防災ラジオ（防災用自動起動ラジオ），衛星携帯電話を配備するとともに，防災行政無線の適切な維持管理を図り，災害時の連絡が迅速かつ的確に実施できるよう努める。

さらに，市のホームページ等による情報提供の維持のため，市内LAN整備による防災情報の共有化等，可能な限りシステムの冗長化を図るとともに，クラウド技術やデータセンターを活用し，災害発生時の業務継続が可能となる体制の整備の充実を図る。

今後とも，情報通信の発達など社会情勢の変化に対応した機能の充実強化に努める。

なお，災害時の情報連絡網を確保するため，災対法第79条の規定により防災関係機関の協力を得ながら，通信施設（警察通信施設，鉄道通信施設等）の優先使用を確保する。

2 通信施設の機能確保

市は，災害時の通信施設の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに，停電等に備え次の事項に留意する。

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化，制御装置の二重化等に努め，中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

災害時の停電に備え，バッテリー，無停電電源装置，自家発電設備等の整備とともに，再生可能エネルギーの活用等に努める。

(3) 耐震化，免震化

通信設備全体に関して，強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに，

特に重要な設備に対しては免震措置を施す。

3 通信施設の整備目的

- (1) 災害発生前後における災害情報、避難体制及び情報パニック防止体制の確立
- (2) 発生状況、被害状況、住民動向等に関する情報の早期収集体制の確立
- (3) 防災関係機関への情報連絡及び救援要請体制の確立
- (4) 被災者救出、救護、医療救助活動の早期実施体制の確立
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等の確保、輸送及び配給体制の確立
- (6) 住民生活関連施設の復旧体制の確立

4 マルチメディア化

近年の情報通信技術の急速な発展により、音声の他、文字、映像等多様なメディアでの通信が可能となっている。市は、これらの技術を取り入れ、より容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。

第2 茨城県防災情報ネットワークシステム

県は、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県や、市町村、消防機関、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有することができる「茨城県防災情報ネットワークシステム」を整備、運用している。

市は、防災情報ネットワークシステムにより、避難情報や避難所開設情報などの災害情報を迅速に県に報告する。

1 防災情報ネットワークシステムの機能

防災情報ネットワークシステムの主な機能は次の通りである。

- (1) 気象情報等（予・警報、地震情報、避難情報、避難所開設情報等）の迅速な伝達
- (2) 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有
- (3) 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築
- (4) いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市町村等における共有
- (5) 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有

2 通信機器操作等の習熟

市は、災害時における情報収集・伝達の適正かつ円滑な対応を確保するため、下記の事項の習熟を図り、防災情報ネットワークシステムを運用する。

- (1) 衛星放送の受信操作
- (2) 庁舎停電時の電源確保

(3) 一斉，個別 F A X の受信，送信操作

(4) 防災情報ネットワークシステム端末からの各種登録，照会操作等

衛星電話配備一覧（県防災機器）

配備先名	電話番号	備 考
防災・危機管理課	2 0 0 - 8 4 0 0	茨城県（局番）1 0 0 県出先（市町村） 衛星系 9 - 局番 - × × × × 地上系 8 - 局番 - × × × ×
F A X	2 0 0 - 8 4 5 0	
災害対策本部室	2 0 0 - 8 4 0 1	

第 3 アマチュア無線ボランティアの確保

災害発生時のアマチュア無線ボランティア活動が非常に有用であるため平常時から訓練等を通して密に連携する。

また，市は，災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう，「受入窓口」を迅速に開設する。

第 4 情報提供に係る多様な通信手段の活用

市は，被災者等への情報提供に当たり，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得る。

また，市民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため，ホームページ，Twitter，LINE，Yahoo!防災速報，メール，Lアラート等を活用して，的確な情報を提供できるよう努める。

第5節 地震に強いまちづくり計画

- 第1 防災まちづくり推進
- 第2 建築物の耐震化・不燃化の推進
- 第3 土木施設の耐震化等の推進
- 第4 ライフライン施設の耐震化の推進
- 第5 地盤災害防止対策の推進
- 第6 危険物等施設の安全確保

担当部	市民協働部，保健医療部，建設部，都市計画部，教育委員会，消防局，水道部，下水道部
担当班	災害対策班，医療救護班，建設計画班，道路管理班，建築班，土木補修班，都市計画班，建築指導班，公園緑地班，歴史文化財班，火災予防班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班，下水道班
関係資料	避難所・避難場所一覧，急傾斜地崩壊危険区域指定一覧，土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等一覧

災害時における市民の生命を守るために，建築物等の耐震化及び不燃化の推進，市街地の整備及び公園整備による防災空間の確保並びにライフライン施設の耐震強化など，地震に強いまちづくりを計画的かつ総合的に推進する。

第1 防災まちづくり推進

1 防災まちづくりの方針

都市の防災性を向上させるためには，道路，公園等の都市基盤の整備を計画的に進めるとともに，土地利用の適正な誘導を図る必要がある。そのため，土地利用計画，都市計画マスタープランをはじめとする各種計画に，以下のような防災まちづくりの観点を一層取り入れることで，災害に強いまちづくりの計画的な推進を図る。

- (1) 都市の災害危険度を把握し，防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え，市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における防災対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業，市街地再開発事業等の計画

上記の内容に基づき，道路，公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業，市街地再開発事業等の都市計画決定，地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用，建築物の不燃化等を総合的に推進する。

2 防災空間の確保・整備

災害に強いまちづくりを進めるためには，市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間，避難や緊急車両の通行のための交通路，防災拠点や避難場所など

の防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

3 総合防災拠点の整備

市役所本庁舎は、災害発生直後から災害対策活動、行政機能を維持するサービスの拠点として、大規模な地震や風水害等の災害時でも、庁舎としての機能・役割を継続させる必要がある。さらには、災害時における正確で迅速な災害情報の収集及び周知、迅速な初期活動や応急対策はもとより、平常時における市民への防災教育、啓発等を図ることも必要である。そのため、市は、以下のような各種防災機能を有し防災教育を実施する、総合的な防災拠点施設を備えた市役所本庁舎の整備を推進する。

- (1) 施設の耐震性確保
- (2) 防災センターの整備（災害対策本部会議室、災害対策本部事務局室、通信室、記者会見室、備蓄倉庫、仮眠室、啓発スペース等）
- (3) 支援物資の受け入れや配布、来庁者を中心とした臨時一時避難所となるスペースの確保
- (4) 飲料水用耐震性貯水槽、雨水槽、井戸の設置
- (5) 汚水貯留槽の設置
- (6) 通信回線の二重化・多重化による途絶時の通信機能の確保
- (7) 電力の２ルート化、非常用自家発電機等による停電時の電源の確保
- (8) ヘリポートの設置
- (9) 浸水対策
- (10) 災害時のアクセス性の確保

4 地域における防災活動拠点の整備

市は、地域の防災活動の拠点である市民センター等において、以下の点を主とする防災機能を整備し、災害応急活動の充実・強化を図る。

- (1) 施設の耐震性確保
- (2) 防災倉庫の設置
- (3) 初動段階における備蓄物資及び資機材の確保
- (4) 発電機及び太陽光発電設備（蓄電装置付き）による停電時の電源確保
- (5) M C A無線機の配備
- (6) 特設公衆電話の設置
- (7) 広報車の配備
- (8) 無線L A N（W i - F i）の設置

5 市街地開発の推進

木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街

地再開発事業，住宅市街地総合整備事業等の面的整備事業を推進する。

6 避難施設の整備

市は，大規模な地震発生時に，市民の緊急かつ安全な避難活動が出来るよう，被災者の速やかな避難誘導や避難所を確保するため，避難対策の整備と推進を図る。

避難施設は，人命の安全を第一として速やかに避難できる施設であり，地域において日常生活に身近で比較的至近距離にあり，また，広域延焼火災という事態を想定した市民の生命，身体の安全を確保するための耐火構造を基本とする。

市は，被災者が住宅の損壊，火災等により生活の場が失われた場合の当面の居所を提供し，被災者の安心につながる施設として避難所の整備を図る。

また，これら避難所等は，市域の全小学校区に整備する。

- (1) 指定避難所
災害時の避難所については，市民センター，市立の各小・中学校及び義務教育学校を指定避難所に指定し，全ての指定避難所に災害初動段階で必要となる食料，飲料水，毛布，簡易トイレ，発電機等を備えるとともに，防災機能の充実・強化を図る。

(2) 福祉避難所

避難者の中でも高齢者や障害者等で特別な配慮が必要な避難者を収容する施設とし，市関連の老人福祉センター，老人デイサービスセンター及び老人ホーム，県立の特別支援学校並びに民間の特別養護老人ホーム等の施設を指定する。

福祉避難所は，二次的な避難所と位置付けているため，福祉避難所への搬送方法は，二次災害等に留意し，原則，指定避難所等から市がバス等により行う。

なお，福祉避難所への避難は，介護する家族も一緒に避難することができる。

(3) 一時避難場所・一時避難所

一時避難場所は，指定避難所や広域避難場所へ避難するために，地域住民が一時的に避難し，指定避難所等へ避難及び災害の推移に対する措置を講じるために地域住民が集結する場所で，避難者の安全をある程度確保できる空地，公園等とする。

一時避難所は，指定避難所まで距離がある場合等において，身近な集会所や集落センター等を地域の寝泊りする施設とする。一時避難場所及び一時避難所の指定については，地域の実情に応じて，自主防災組織や町内会・自治会が協力して指定し，平素から管理や独自の備蓄等に努める。

また，市は，指定に関し支援する。

自主防災組織は，災害時に一時避難場所又は一時避難所の開設状況を把握するとともに，市の備蓄物資の配布，災害情報の集約・提供等に努める。

(4) 広域避難場所

市において指定避難地域の対象人口に応じた有効面積と，いずれの地域からも避

難者が短時間内に到着できる位置に存在する次の場所を適地とし、市街化状況、指定区域の拡大・人口増加等により、必要に応じて追加して指定整備に努める。

[整備基準]

広域避難場所については、次の機能・役割を兼ね備えたところを原則として整備する。

ア 火災による輻射熱から安全なオープンスペースを確保することができる、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地等とする。

また、原則1人当たりの有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として2㎡以上を確保する。

イ 要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置する。

ウ 敷地内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していること。

エ 大規模ながけくずれや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が、蓄積されていないところ。

オ 大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところ。

カ 地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

到達距離は2km以内とする。

(5) 避難路

市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定する。

さらに、市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行に努める。

ア 避難道路は概ね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難道路は、相互に交差しないこと。

第2 建築物の耐震化・不燃化の推進

地震による建設物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。

特に、旧耐震基準の建築物については、「水戸市耐震改修促進計画」に基づき耐震化を推進する。

1 水戸市耐震改修促進計画

市は、「水戸市耐震改修促進計画（第2次）」（平成28年4月）をもとに、地震

による建築物の被害・損傷を最小限にとどめる減災や住宅・建築物の耐震化の促進など、災害に強いまちづくりの実現を図る。

2 耐震診断・改修の促進

既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施するため、耐震診断のマニュアル等を整備し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の主旨を踏まえ、建築技術者(建築士)による耐震診断の促進を図る。

また、一般市民へ建築物の耐震等の理解を求めるため普及啓発等を行う。

- (1) 市有建築物の耐震診断・改修地震災害時における建築物の倒壊の被害を最小限にするため、耐震性の向上を目的として、平成7年10月27日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、一定規模以上の特定建築物の管理者に対して耐震診断及び耐震改修が義務付けられた。

また、災害時、対策本部等が設置される庁舎等の公共建築物、避難所として使用される市民センター、市立の小・中学校、義務教育学校など、防災上重要な市有建築物の耐震化については、耐震診断・耐震改修を計画的に推進するとともに、その他の市有建築物についても耐震診断・耐震改修を、耐震改修プログラムを策定し計画的に行う。

- (2) 一般建築物の耐震診断・改修

一般建築物の耐震化等は、所有者等の責務で実施し、市では、建築物の耐震性向上に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、建築基準法に規定された基準に適合しない既存建築物の耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

3 被災建築物等に係る危険度判定体制の充実

地震により被災した建築物の危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う茨城県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び大規模災害（地震等）により被災した宅地の危険度判定（以下「被災宅地危険度判定」という。）を行う茨城県被災宅地危険度判定士（以下「被災宅地判定士」という。）を計画的に養成し、応急危険度判定制度の確立と地震災害時に迅速に活動するための体制の整備を図る。

なお、県が行う応急危険度判定体制は次のとおりである。

- (1) 判定士の養成余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を3,000人確保することを目標として計画的に養成する。
- (2) 動員・実施体制の整備

地震災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、市の応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定体制の充実

ア 判定士の養成

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保するため、被災地宅地危険度判定を行う被災宅地判定士を計画的に養成する。

イ 動員・実施体制の整備

災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図る。

4 建築物の落下物対策の推進

(1) 一般建築物の落下物防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

ア 繁華街等の道路沿いにある３階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。

イ 実態調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

エ 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

(2) ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

ア 市は、市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法、補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

イ 市は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

なお、実態調査は通学路、避難路、避難場所等に重点を置く。

ウ 市は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

エ 市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

5 防火，準防火地区の指定

建築物が密集し震災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては，防火地域及び準防火地域の指定を行い，耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

この防火地域は，容積率の高い商業地域について指定を行うほか，集団的地域としての「建築密集地域」，「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また，準防火地域は防火地域以外の商業地域，近隣商業地域及び建物が密集し，用途が混在し，火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお，これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては，市の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等，実際の指定のための要件が整ったところから順次行う。

6 屋根不燃化区域の指定

市は，防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため，建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について，必要に応じ指定の拡大を図る。

7 建築物の防火の推進

市は，建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに，既存建築物については，特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に，建築基準法，防火基準適合表示制度等に基づき，防火上・避難上の各種改善指導を行う。

8 建築物の液状化被害予防対策の推進

(1) 液状化予防対策

ア 木造建築物については，建築基準法施行令第 42 条に基づき必要に応じて，地盤が軟弱な区域を指定する。

イ 小規模建築物（階数が 3 以下）を対象に，液状化発生予測手法等を指導する。

(2) 液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合，次の対策を指導する。

ア 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。

イ 締固め，置換，固結等有効な地盤改良を行う。

ウ 基礎杭を用いる。

9 防災拠点施設の耐震性の確保等

(1) 防災上重要な施設の管理者

市，病院，学校，不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は，県又

は市が策定した耐震改修促進計画に基づき、県が行っている耐震化事業に準じて耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進する。

また、自家発電設備については、燃料の確保が困難な状況等を想定し、環境負荷を低減及び自立的な電源確保の観点から、防災対策上支障のない範囲内において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の導入に努める。

(2) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

10 文化財の管理保護

市及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備促進を図る。

あわせて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第3 土木施設の耐震化等の推進

道路等の公共施設は、市民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

したがって、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。

このため、各施設に耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

1 道路施設の耐震化等の推進

(1) 道路施設の耐震性の向上

ア 橋部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

イ 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

ア 第一次緊急輸送道路については原則4車線で整備する。4車線での整備が困難な第一次緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停止、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。

また、第二次緊急輸送道路についても、同様の措置を講じる。

イ 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。

ウ 都市の防災区間を形成する道路の整備を推進する。

エ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等

を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

2 鉄道施設の耐震化の推進

【東日本旅客鉄道株式会社，鹿島臨海鉄道株式会社】

線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い，耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行うことで防災強度を把握し，その機能が低下しているものは，補強・取替え等の事業を推進する。

3 河川，砂防，ため池，ダムの耐震化の推進

(1) 河川，砂防の耐震化の推進

河川及び砂防管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い適切な対応策を実施する。

特に浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門，樋管などの河川構造物の改築改良を優先的に行う。

また，テレメーターシステムの更新を図り，水防活動に必要な情報を的確かつ迅速に収集・配信し，出水時には的確かつ迅速に対処できるような体制を確立する。

(2) ため池，ダムの耐震化の推進

ア ため池

市は，受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い，地震時に緊急点検を要する農業用ため池及び防災重点ため池を位置づけ，耐震事業化を進める。

県は，国庫補助制度を最大限に活用し計画的に実施できるよう支援を行う。

イ ダム

ダムの耐震設計は，河川管理施設等構造令等に準拠しており，「ダムの耐震性に関する評価検討委員会」報告においても安全と考えられる。

このことから，ダムごとに地震計を設置し，情報収集の迅速化と正確化を図り，ダム管理のより安全性を期する。

第4 ライフライン施設の耐震化の推進

電力，電話，ガス，上下水道等のライフライン施設は，地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

したがって，これらの施設について，震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん，事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。

このため，各施設に耐震性を考慮した設計指針に基づき，耐震性の強化及び代替性の確保，系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して，被害を最小限に止めるよう万

全の予防措置を講じる。特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

1 電力施設の耐震化

【東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社】

(1) 電力施設の現況

ア 変電設備

機器の耐震は、変電設備の重要性、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

イ 送電設備

(ｱ) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(ｲ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術基準である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。

洞道は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

ウ 配電設備

(ｱ) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(ｲ) 地中電線路

地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とする。

エ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2) 耐震化の方針

電気施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、各設備に科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。

(3) 事業計画

全体計画及び実施計画は、「電気施設の現況」に準じ実施するよう努める。

2 電話施設の耐震化

【東日本電信電話株式会社】

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

(1) 電気通信設備等の防災性向上対策

耐水，耐浪，耐風，耐雪，耐震，耐火構造等の防災に関する計画を策定し，実施する。

(2) 電気通信システムの信頼性向上対策

- ア 主要伝送路の多ルート化・ループ化
- イ 主要中継交換機の分散設置
- ウ 通信ケーブル地中化の推進
- エ 大都市におけるとう道（共同溝を含む）網の構築
- オ 電気通信設備に対する予備電源の確保
- カ 重要加入者の高信頼化（協議による２ルート化の推進等）
- キ 社内システムの高信頼化 等

(3) 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

- ア 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）
- イ 災害等時のトラフィックコントロール
- ウ 疎通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用 等

3 ガス施設の耐震化

【東部ガス株式会社】

(1) 施設の現況

ア ガス導管

- (ア) ガス導管は，ガス事業法，道路法等の諸法規に準拠して設計，施工している。
- (イ) 導管の材料としては，鋼管，鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。
- (ウ) 鋼管の接合方法は，大口径のものはアーク溶接とし，小口径のものは古くはねじ接合であったが，現在は可とう性に富んだ機械的接合としている。
- (エ) 鋳鉄管の接合部は，印ろう型，ガス型であったが，その後，可とう性に富む機械的接合に移行している。
- (オ) ポリエチレン管の接合は，溶接接合と同等の性質を有する融着接合としている。
- (カ) ガス導管には，緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断弁を設置している。

主たる設備場所は，中圧導管の分岐箇所など供給上必要な箇所である。

(キ) ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、処理要員及び緊急車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

イ 通信施設

無線局には固定局と移動局があり、固定局の鉄塔類は地震力より大きな風圧力に耐えるように設計・建設されているので、かなりの耐震性を有している。

ウ 巡視・点検

供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規程による自主検査を実施し設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には必要に応じて特別点検を実施している。

(1) 予防計画

県の被害想定結果及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施すると共に、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

ア 地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため各事業所に地震計を設置する。

イ 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管への取替を促進する。

ウ 導管網は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。

エ 供給所の緊急遮断装置、緊急放散装置等の保安設備を整備・増強する。

オ 主要整圧器に感震器を設置し、地震の規模の把握と圧力情報等の遠隔監視化を推進する。

カ 通信施設の整備・増強を推進する。

4 上水道施設の耐震化

市は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に推進する。

(1) 基幹施設の耐震化

被災した場合の影響度を考慮して、浄水施設等の基幹施設について早急に耐震化を進める。

(2) 老朽管等の更新

老朽化した管等の耐震性に劣る管路の耐震化を進める。

特に基幹管路については、速やかに更新又は補強を行うことを目標に整備を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。

特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(4) 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、非常用発電設備の増強や設置、バックアップ管路の整備など緊急時に備えた施設整備を図る。

(5) 重要給水施設に至る管路の耐震化

災害時に重要な拠点となる病院、避難所、防災拠点施設等の重要給水施設に至る配水管について優先的に耐震化を進める。

5 下水道施設の耐震化

(1) 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管きょ等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

ア 耐震診断

耐震化の必要性、緊急性、優先順位の検討や下水道施設の被害予測等、下水道地震対策を計画的に推進するために、既存施設の耐震診断を実施する。

イ 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

ウ 耐震化の具体例

(ア) 管路施設については、布設替えや内面更生、マンホールと管きょの継手部に可とう性継手を設置する等の対策を実施する。

(イ) 地盤改良等による液状化対策の実施

(2) 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講じる。

第5 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。

また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努める。

1 地盤災害危険度の把握

(1) 地盤情報の一元化

地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。

地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されており、これらのデータの一元化に努める。

(2) 警戒体制の確立

地震による土砂災害は地震後時間をおいて発生することもあり、地震発生危険度の高い斜面を中心に、危険な兆候がないか警戒することが重要である。

そのための体制、通信手段等を平常時から確立しておく必要がある。

2 土地利用の適正化

- (1) 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

- (2) 土砂災害警戒区域等の周知の徹底

ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域等の周知を図る。

3 土砂災害防止対策

地震による土砂災害から、市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、県が区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

4 造成地災害防止対策の推進

- (1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

- (2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

5 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。

また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

6 液状化防止対策の推進

市は、液状化現象による地盤被災あるいは構造物の影響等については、今後の液状化現象対策の検討、研究等を踏まえて、より効果的な施策を検討する。

また、液状化による被害を軽減するため、県、市及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

7 大規模盛土対策の推進

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努める。

第6 危険物等施設の安全確保

地震が発生した場合、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射線物質をいう。）は、出火、爆発、有毒ガスの発生など、人命に著しく危険を及ぼす恐れがあり、災害の発生・拡大防止のため平素からの対策が重要である。

危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）の作成指導徹底のほか、消防機関等の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

1 石油類等危険物施設の予防対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、県及び市は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発等の実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

県及び市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の保安の確保を促進するため、次の対策を推進する。

なお、円滑かつ効果的に予防対策を推進するため、社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接に連携し、事業者に対して周知徹底を図るとともに事業者の一層の自主保安を促進する。

ア 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

ウ 事業者間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

エ 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

オ LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア 製造所への対策

(ア) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

(ア) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

ウ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

3 毒劇物取扱施設の予防対策

(1) 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

ア 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取扱法の規定により登録が義務づけられている施設に対し、その登録申請時等に施設の耐震化等について理解を求める。

また、あわせて危害防止規定の整備を指導する。

イ 登録外施設に対する指導

県は、上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

ウ 毒劇物取扱施設の管理者に対する保安指導

毒劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する指導を監視指導時に指導する。

(2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

ア 毒劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

(ア) 毒劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

(イ) 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

- a 毒物又は劇物の製造，貯蔵又は取扱いの作業を行う者
- b 設備等の点検・保守を行う者
- c 事故時における関係機関への通報を行う者
- d 事故時における応急措置を行う者

(ウ) 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備，配管，貯蔵設備，防液堤，除外設備，緊急移送設備，散水設備，排水設備，非常用電源設備，非常用照明設備，緊急制御設備等

(エ) (ウ)に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

(オ) 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

(カ) (イ)に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

イ 防災訓練の実施

上記(オ)に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

(3) 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒劇物取扱施設の管理者は，毒物又は劇物関連の製造設備，配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し，計画的に整備する。

4 放射線使用施設の予防対策

放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から，漏洩することにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため，放射線使用施設は，関係機関と連携して保安体制を強化し，法令に定める適正な障害防止のための予防措置，保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

第6節 文教計画

- 第1 防災上必要な教育の実施
- 第2 防災上必要な訓練の実施
- 第3 消火、避難及び救助のための施設・設備等の整備
- 第4 学校等施設・設備の災害予防措置
- 第5 文化財保護

担当部	市民協働部，福祉部，教育委員会，消防局
担当班	市民生活班，児童福祉班，教育企画班，学校教育班，生涯学習班，歴史文化財班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班

教育委員会等は，学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り，教育活動の実施を確保するため，災害を予防する措置を講じる。

第1 防災上必要な教育の実施

- 1 学校等の長（以下「校長等」という。）は，児童生徒等の安全を図るため，防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し，安全教育が適切に行われるよう努める。
- 2 教育委員会等は，防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し，関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び技能の向上に努める。
- 3 教育委員会等は，生涯学習の観点からも防災訓練等を通じ，防災意識の高揚を図る。

第2 防災上必要な訓練の実施

- 1 校長等は，児童生徒等の安全を図るため，地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- 2 校長等は，関係教職員に対し，地域の実情に応じ，災害の状況を想定した警報の伝達，初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- 3 学校等は，防災組織等が実施する合同訓練に，積極的に参加するよう努める。

第3 消火、避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合，迅速かつ適切な消火，避難及び救助が実施できるよう，消火，避難及び救助に関する施設，設備等の整備並びに救急医療用資材等の備蓄に努める。

第4 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し，児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため，次の計画について実施する。

- 1 学校等施設・設備を火災，台風等の災害から防護するため，建物の建築に当たっては，鉄筋コンクリート造，鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- 2 校地等の選定・造成をする場合は，がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講じる。
- 3 学校等施設・設備を災害から防護するため，定期的に安全点検を行い，危険箇所，補修箇所等の補強補修等を実施し，特に電気工作物，電気用品，ガス設備，その他の危険物がある施設では，適切な管理に努める。

第5 文化財保護

本市には，歴史的，学術的価値のある文化財が残され，指定文化財として保護している。

文化財保護法，茨城県文化財保護条例及び水戸市文化財保護条例により，所有者及び管理責任者に対し，管理の責任を義務づけるとともに，市の役割を明確にし，市民の郷土の文化遺産に対する認識を高め，文化の向上発展に貢献することとする。

所有者，管理責任者又は管理団体は，市教育委員会の定める基準により，管理に必要な標識，説明板，境界標，囲さく，その他の施設を設置し，防災対策に努める。

また，災害時は初期消火が重要なため，消火器，消火栓設備，動力消防ポンプ設備，建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等を設置するとともに，自動火災報知設備，漏電火災警報設備の設置により火災の発生を報知し，迅速な消火活動を行うことができるように設備の整備促進を図る。

第7節 燃料調達計画

- 第1 燃料の調達，供給体制の整備
- 第2 重要施設・災害応急対策車両等の指定
- 第3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定
- 第4 平常時の心構え

担当部	総務部，財務部，市民協働部
担当班	財産活用班，契約検査班，災害対策班

第1 燃料の調達，供給体制の整備

1 県の対策

県は，災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう，県石油業協同組合と協定を締結する。

また，あわせて県石油業協同組合や市町村と災害発生時における情報連絡体制を確立する。

2 市の対策

市は，災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため，燃料の備蓄に努めるとともに，県石油業協同組合水戸支部と連携し，災害応急対策に必要な車両等に対し，優先的な給油を受ける給油所を指定する。

指定給油所一覧

指定給油所名	所在地
セキショウカーライフ株式会社 水戸五軒町店	水戸市五軒町 1-3-38
日の丸石油株式会社赤塚 SS	水戸市赤塚 1-2053-54
株式会社吉田石油水戸ガーデン SS	水戸市笠原町 1509

3 県石油業協同組合の対策

県石油業協同組合は，災害発生時における県民生活の維持に必要な施設への燃料供給が滞らないよう，また，災害応急対策の円滑な実施が確保されるよう，あらかじめ当該給油所の耐震化及び非常電源の確保に努めるとともに，県及び市との情報共有を図る。

第2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

1 重要施設の指定

県は，別に定める基準に基づき災害発生時においても，その機能を維持する必要がある重要施設をあらかじめ指定する。

2 災害応急対策車両の指定

県，市，防災関係機関等は，別に定める基準に基づき，災害応急対策や医療の提供を行うための車両を，あらかじめ指定する。

また，指定車両には別に定める基準に基づき，ステッカーを作成し備える。

3 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

重要施設の管理者は，災害に伴う停電が発生した場合においても，最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう，自家発電設備を備えるとともに，必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は，日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め，重要施設及び災害応急対策車両の管理者は，災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう，業務継続計画を策定するよう努めるとともに，指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

第3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

1 給油所の指定

県及び市は，協定などに基づき，災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定し，災害対応力の強化に努める。

2 指定給油所の周知

県及び市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は，県及び市と協力して日頃からその旨を明示し，災害時に混乱が生じないように周知を図る。

第4 平常時の心構え

1 燃料管理の啓発

県及び市は，災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため，日頃から県民，事業者等に対し，車両の燃料を日頃から半分以上にしておくよう心掛けるなど，災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

2 市民及び事業所の燃料管理

日常生活や事業活動において，車両が必要不可欠な市民及び事業所は，車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど，自助努力に努める。

第8節 緊急輸送整備計画

- 第1 緊急輸送道路の指定・整備
- 第2 災害時主要道路の指定・整備
- 第3 ヘリポートの指定・整備

担当部	市民協働部，建設部
担当班	災害対策班，道路管理班，土木補修班

第1 緊急輸送道路の指定・整備

地震による被害を最小限にとどめるためには，地震発生後の消防や人命救助，応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。

そのためには，緊急通行車両の調達と，その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を，地震発生後，迅速に対応しなければならない。

その事前対策として，緊急輸送道路を指定・整備し，道路啓開資機材，車両の調達体制及び緊急通行車両，船舶等の調達体制を整備する。

1 緊急輸送道路の整備

災害時において地域住民の避難，救助・救急・医療・消火活動や，緊急物資輸送等を行うため，緊急輸送道路の耐震強化に努め，道路基盤整備等を図る。

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は，震災対策計画や防災業務計画等の各々の計画で，緊急輸送道路の耐震強化を示し，その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行い，必要に応じて，区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の推進に努める。

緊急輸送道路区分表

区分	第一次緊急輸送道路	第二次緊急輸送道路	第三次緊急輸送道路
基準	県庁所在地，地方中心都市及び重要港湾，空港等を連絡する道路	第一次緊急輸送道路と市町村役場，主要な防災拠点を連絡する道路	その他の緊急輸送道路
路線数	高速自動車国道 2 一般国道自動車専用道路 1 一般国道 9 主要地方道 7 一般県道 4 市町村道 1	主要地方道 1 一般県道 2 市町村道 2	一般国道 1 主要地方道 3 一般県道 3 市町村道 16

※資料 緊急輸送道路一覧

2 緊急輸送道路の指定

市は、県が行う、緊急輸送ネットワークの整備・指定に協力する。

また、県の指定する緊急輸送道路基準は、次のとおりである。

(1) 第一次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地，地方中心都市及び重要港湾，空港等を連絡する道路

(1) 第二次緊急輸送道路ネットワーク

第一次緊急輸送道路と市役所，主要な防災拠点（行政機関，公共機関，主要駅，港湾ヘリポート，災害医療拠点，自衛隊等）を連絡する道路

(3) 第三次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路

第2 災害時主要道路の指定・整備

市は、緊急輸送道路を補完する道路として、災害時主要道路をあらかじめ指定し、災害時において地域住民の避難、救助・救急・医療・消火活動、緊急物資輸送等を行うため、耐震強化に配慮した道路基盤整備等に努める。

第3 ヘリポートの指定・整備

地震等による大規模災害における、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、ヘリポートを確保・整備し、関係機関及び市民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を行う。

第9節 消火活動，救助・救急予防計画

第1 火災予防

第2 消防力の強化

第3 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

担当部	消防局
担当班	消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班

地震災害時には家屋の倒壊等に伴い，二次的に多発火災が延焼拡大し，大火災となつて多くの人的・物的被害をもたらすことが多いことから，消防力の充実強化，救助・救急体制の整備など，消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また，特に初期段階で重要となる地域住民，自主防災組織による初期消火，救出，応急手当能力の向上を図る。

第1 火災予防

1 コンロ，ストーブ等からの出火の予防

市は，コンロ，ストーブ等を使用している場合に，地震を感じたら身体の安全を図るとともに，素早く火を消すことや，対震自動消火装置の定期的な点検，火気周辺に可燃物を置かないことなどを市民に対し啓発する。

2 電気器具からの出火の予防

市は，地震を感じたら安全が確認できるまで，電気器具のプラグを抜き特に避難など長期に自宅を離れる場合には，ブレーカーを落とすことなどを市民に対し啓発する。

3 ガス遮断装置の普及

ガス事業者は，地震を感じたときに自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

4 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所，教育機関，研究機関等は，地震による容器の破損が生じないように，管理を適切かつ厳重に行う。

また，市はその旨を周知，指導する。

5 住宅用火災警報器等及び消火器設置の促進

市は，火災の早期発見に効果的な住宅用火災警報器の設置及び初期消火による拡大防止を図るため，市民に対し，一般家庭での消火器の設置を促進する。

6 市民に対する初期消火の指導

地震時における同時多発火災に対しては，初期消火を行うことが極めて重要である。このため，市消防局においては，自主防災組織，女性防火クラブ，各事業所等の初

期消火体制の整備を推進するとともに、初期消火の方法等について指導の強化を図る。

第2 消防力の強化

地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに、かつ効果的に実施できる体制を確立するために、消防機関の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

1 消防施設の耐震化等

消防本部、署所等の庁舎は、地震災害、風水害等において、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、耐震性を有するとともに、できる限り浸水や土砂災害の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水等のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を講じる。

- (1) 建築物の堅牢化
- (2) 非常電源の設置場所の工夫
- (3) 機能確保計画の策定

2 署所の適性配置

消防局の署・出張所等の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。

3 消防水利の確保

消防水利の中核である消火栓は、震災時にはその機能は極度に低下することが予想される。このため、平常より代替となる水利等の調査を行い、その確保に努めるとともに、40 t 耐震性防火水槽の計画的整備、機能更新を図る。

4 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備及び震災救助体制強化のため都市型搜索救助用資機材の導入を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

5 消防団の育成・強化

震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

6 広域応援体制の整備

(1) 広域消防応援体制

大規模震災時に相互に応援活動を行うため、複数の消防機関合同での消火、救助

訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。

(2) 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備

県及び市は、県内の消防機関と協議の上、緊急消防援助隊茨城県隊の迅速な被災地への出動、的確な応援活動等の実施を目的とした「緊急消防援助隊茨城県応援等実施計画」に基づき、代表消防機関として国内で発生する大規模災害時の派遣に備える。

7 救助体制

(1) 救助活動体制の強化

大規模地震災害現場による倒壊建物から要救助者を救出するために必要な、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備及び機能更新を促進し、万全な救助活動体制の確立を図る。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、従来の救助法に加え、近年国際消防救助隊が導入している新たな技術等を活用した大規模震災対応訓練を実施し、救助隊員に対する教育訓練を充実強化するとともに、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

8 救急体制

(1) 救急活動体制の強化

大規模な震災によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な応急措置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ア 救急救命士及び救急隊員の計画的な養成
- イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ウ 救急隊員の教養及び訓練の計画的な実施
- エ 医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- オ 市民に対する応急手当の普及啓発

(2) 防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

また、交通の途絶されていない地域等はドクターカーシステムの運用を有効利用する。

(3) 集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を関連機関との連携により実施する。

第3 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

1 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

2 救出・応急手当能力の向上

(1) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進し、県及び市は地域の取組を支援する。

(2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市は、その指導助言に当たるとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をする。

救急隊到着前の応急手当は、救命のため極めて重要であることから、市民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第10節 医療救護予防計画

- 第1 医療救護施設の耐震性の確保
- 第2 後方医療施設の整備
- 第3 災害対策医薬品の確保
- 第4 医療関係者による訓練等の実施
- 第5 医療関係団体との協力体制の強化
- 第6 医療ボランティアの確保

担当部	市民協働部，保健医療部，消防局
担当班	災害対策班，医療救護班，救急班

災害時において，広域あるいは局地的に，多数の傷病者が発生することが予想され，情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって，被災地域内では十分な医療行為の提供・確保ができない場合などが想定されることから，市，医療機関等は，平常時より，医療救護活動対策を検討し，医療救護需要に対して迅速かつ的確に対応するため，医療救護体制の強化を図る。

第1 医療救護施設の耐震性の確保

市は，医療救護の活動上重要な拠点となる，保健所等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い，必要に応じ，耐震性を確保する。

また，災害時に医療救護を担う災害拠点病院等の施設においても，災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため，法令等に従い，必要に応じて耐震診断や耐震・免震改修に努め，国及び県はこれを促進する。

第2 後方医療施設の整備

1 災害拠点病院の整備

県は，被災地の医療の確保，被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として，基幹災害拠点病院を2か所，地域災害拠点病院を16か所指定している。

災害拠点病院は次の支援機能を有している。

- (1) 多発外傷，挫滅症候群，広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能
- (2) 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能
- (5) 研修機能（基幹災害拠点病院のみ。）

2 災害拠点病院の整備基準

救急診療に必要な診療棟の耐震構造，患者の多発時に対応可能なスペース，簡易ベッド等の収納スペース，電気等のライフラインの維持機能，ヘリポート等の施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備，広域災害救急医療情報システム（E M I S）の整備，自己完結型の医療救護に対応できる携行用の応急医療資器材等の設備整備を促進する。

また，災害拠点病院においては，食料，飲料水，医薬品，非常用電源用燃料の備蓄等の充実に努める。

【県が指定した災害拠点病院】

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	日立	株式会社日立製作所日立総合病院
〃	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
〃	水戸	茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院
〃	鹿行	土浦協同病院なめがた地域医療センター 医療法人社団善仁会 小山記念病院 神栖済生会病院
〃	土浦	総合病院土浦協同病院
〃	つくば	筑波メディカルセンター病院 筑波大学附属病院 筑波記念病院
〃	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター つくばセントラル病院
〃	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター
〃	古河・坂東	古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院

2 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定

県は，地震等による大規模な災害の急性期（おおむね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療機関を指定し，大規模災害への対応を図る。

【県が指定したDMAT指定医療機関】

医 療 機 関 名	
1	筑波メディカルセンター病院
2	茨城県立中央病院
3	J Aとりで総合医療センター
4	取手北相馬保健医療センター病院
5	茨城西南医療センター病院
6	水戸済生会総合病院
7	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター

8	総合病院土浦協同病院
9	筑波大学附属病院
10	株式会社日立製作所日立総合病院
11	土浦協同病院なめがた地域医療センター
12	水戸赤十字病院
13	総合病院水戸協同病院
14	古河赤十字病院
15	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
16	茨城県西部メディカルセンター
17	筑波記念病院
18	城西病院
19	医療法人社団善仁会 小山記念病院
20	神栖済生会病院
21	つくばセントラル病院

3 災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）の体制整備

県は、地震等による大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うD P A Tの体制整備に努める。

（D P A T登録状況）

機関名
茨城県立こころの医療センター※
筑波大学附属病院※
一般社団法人茨城県精神科病院協会

※ 上記2機関は先遣隊（48時間以内に被災地で活動可能なチーム）としても登録している。

第3 災害対策医薬品の確保

県及び市は、応急医療活動に必要な医薬品等を、適切な管理のもと備蓄・確保するよう努める。

1 医療用医薬品の確保

県は、茨城県医薬品卸業組合との委託契約の締結により、想定される負傷者や被災者に当面必要な医療用医薬品等を流通備蓄により確保するとともに、緊急時における医薬品供給のための連絡体制について医療機関等への周知を図り、震災時における緊急利用への対応に備える。

備蓄品目については、医療の実情に合うものとするため、定期的な見直しが必要である。

また、市は、医療品等（必要資機材も含む。）を災害の規模・種類に応じて、関係業者や県などに対して必要な医薬品等の調達について協力要請を行う。

2 輸血用血液製剤の確保

県及び茨城県赤十字血液センターは、震災時における医療機関からの緊急な要請に対応できるよう輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、連絡、協力体制を構築する。

なお、県及び赤十字血液センターは、医療機関に対し、随時、輸血用血液製剤の供給可能量について情報提供を行うとともに、状況に応じて、緊急医療における輸血を優先し、輸血用血液製剤の適正使用について依頼する。

3 医療用ガスの確保

県は、日本産業・医療ガス協会本部の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害救助に必要な生命確保に関与する医療用ガスの確保を行うとともに、緊急時における連絡体制の整備に努める。

4 医療機器の確保

県は、茨城県医療機器販売業協会の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害救助に必要な生命確保に関与する医療機器の確保を行うとともに、緊急時における連絡体制の整備に努める。

第4 医療機関による訓練等の実施

医療機関は、日頃から防災マニュアル等を作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定するなど、職員の対応向上に努める。

また、市及び防災関係機関の訓練に協力し、連携強化を図る。

1 病院防災マニュアルの作成

病院防災にあつては、災害により病院が陥る様々な場合分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。

病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルを作成する。

2 防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。

病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

また、地域の防災関係機関や市民との共同の防災訓練などに協力する。

3 トリアージ技術等の教育研修

国（厚生労働省）及び県は、災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研

究や教育研修を推進する。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）の研修

国及び県は、DMATが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、医師、看護師等に対する教育研修や養成研修を推進する。

5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の研修

国及び県は、DPATが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、DPATに参加する医師、看護師等に対する教育研修や養成研修を推進する。

6 災害医療コーディネーターの研修

国及び県は、救護班等の派遣等に関する調整体制を強化するため、県災害対策本部保健福祉部及び保健所現地対策班において、救護班等の派遣調整業務等を行う災害医療コーディネーター、小児・周産期医療に関して災害医療コーディネーターのサポートを行う災害時小児周産期リエゾンに対する教育研修や養成研修を推進する。

7 災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の研修

国、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するDHEATが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、支援活動に関する研究、都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修や養成研修を推進する。

県は、DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。

第5 医療関係団体との協力体制の強化

市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定などに基づく協力体制の強化を図る。

医療関係団体は、市が実施する防災訓練に協力する。

第6 医療ボランティアの確保

県は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、あらかじめ医療ボランティアの「担当窓口」を設置する。

県医師会等医療関係団体は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、「受入窓口」としての機能を備えておく。

第11節 避難所整備計画

- 第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定
- 第2 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保
- 第3 避難所の備蓄物資及び設備の整備

担当部	市民協働部，保健医療部，教育委員会
担当班	災害対策班，市民生活班，スポーツ班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，教育企画班，学校教育班

第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所の指定

市は、公園、市民センター、学校等の公共施設等を対象に、地区の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、あわせて市民等に対し周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努める。

2 指定避難所の指定

市は、被災者のうち居住場所を確保できなくなった者に対しての収容保護を目的として避難所を指定するとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努める。

指定避難所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、小・中学校、義務教育学校、市民センター等の公共施設とし、全ての指定避難所に災害初動段階で必要となる食料、飲料水、毛布、簡易トイレ、発電機等を備える。

また、避難者の中でも高齢者や障害者等で特別な配慮が必要な避難者を収容する施

設として、市のいきいき交流センター、老人デイサービスセンター、老人ホーム、県立の特別支援学校、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所に指定する。

福祉避難所は、二次的な避難所と位置付けているため、福祉避難所への搬送方法は、二次災害等に留意し、原則、指定避難所等から市がバス等により行い、福祉避難所への避難は、介護する家族も一緒に避難することができる。

3 指定緊急避難場所・指定避難所の周知

市は、指定避難場所及び福祉避難所の役割等について、日頃から市民に対し、広報紙、防災パンフレット等により周知を図る。

また、指定避難所、広域避難場所等には表示板、案内板等を設置し、周知に努める。

第2 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、避難所に指定している建物の耐震診断を積極的に推進し、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震結果に応じて補強や改築に努める。

なお、大規模な地震が発生し、指定されている避難所が被災した場合には、代替施設を利用する。

代替施設としては、被災状況によって体育施設や福祉施設等の市公共施設を避難所として利用することもあるので、整備・改修に努め、その際に指定する施設の目安は、次のとおりとする。

- 1 被災者の住生活が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な居所の施設であること。
- 2 可能な限り、現住地の最寄り場所に設置できるよう確保すること。
- 3 情報収集・伝達上の利便が得やすいこと。
- 4 耐震性に比較的優れていること。
- 5 被災者の生活環境と長期化等の必要に応じてプライバシーの確保に配慮すること。
- 6 なるべく公共施設であること。

なお、指定避難所以外の市施設に市民が避難してきたとき、その施設の職員は、収容可能な場合、一時的に収容するとともに、近隣の指定避難所への誘導に努める。

第3 避難所の備蓄物資及び設備の整備

- 1 市は、指定避難所に初動段階で必要となる次のような備蓄物資を備えるとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努める。

また、福祉避難所の物資は、開設時に市保有の物資を搬送するとともに、要配慮者等のニーズに配慮した物資の確保に努める。

○備蓄物資

食料，飲料水，炊き出しに必要な機材，毛布，保温シート，間仕切り，避難所用マット，簡易トイレ，トイレットペーパー，トイレ処理剤，ごみ袋，ブルーシート，防災ラジオ，発電機，投光機，ランタン，工具，リヤカー，感染症対策資器材（マスク，消毒液，体温計等） 等

○設備等

テレビ，通信機材（MCA無線機，特設公衆電話，衛星携帯電話），放送設備，給水用機材，照明設備（非常用発電機，太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む），物資の集積場所（備蓄倉庫等），仮設の小屋，テント 等

- 2 避難所の設備の整備については，出入口の段差の解消や，表示の外国語併記のほか，空調，多目的トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や，専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置など乳児や女性への配慮とともに，性別にかかわらず誰もが抵抗なく安心して利用できるよう誰でもトイレ等の設置を積極的に行う。
- 3 県は，市が行う避難所の備蓄物資の整備を促進し，その整備状況について把握する。さらに，避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため，避難者の氏名，自宅住所，性別，年齢等についての被災者情報システムを整備する。
- 4 市は，市民等に対し，マニュアルの作成，訓練等を通じて，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際，市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また，指定管理施設が指定避難所となっている場合には，指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市及び各避難所の運営者は，避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために，専門家等との定期的な情報交換に努める。

第12節 備蓄物資調達計画

- 第1 食料，生活必需品の供給体制整備
- 第2 備蓄物資の充実
- 第3 備蓄スペースの確保
- 第4 緊急調達体制の整備
- 第5 緊急物資等の集積場所の整備

担当部	市民協働部，産業経済部
担当班	災害対策班，商工観光班，農政班，卸売市場班

住宅の被災等による各家庭での食料，飲料水，生活必需品の喪失，流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には，被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要であるため，災害発生直後から被災者に対し円滑に食料，生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。

第1 食料，生活必需品の供給体制整備

市の備蓄形態は，公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とし，市として，想定されるり災人口の概ね3日間分を目標として食料の備蓄に努める。

備蓄の確保に当たっては，地域における生産者，生活協同組合，農業協同組合，スーパー，その他販売業者と物資調達に関する契約，協定の締結・更新等に努める必要があるが，大規模な地震が発生した場合には，企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し，供給体制の整備に努める。

第2 備蓄物資の充実

- 1 市は，次に示す主な備蓄物資及び応急対策用の資機材を指定避難所等に配備するよう努めるとともに，地域の自主防災組織と連携し，地域の実情に応じた備蓄物資及び資機材を必要量備蓄するよう推進する。

また，備蓄物資等については，高齢者や障害者などの要配慮者，女性，乳幼児等多様な市民ニーズに配慮するとともに，アレルギー対策・感染症対策等も考慮し，選定・更新を行う。

食料，飲料水，炊き出し用器材，毛布，保温シート，間仕切り，避難所用マット，ウェットティッシュ，簡易トイレ，トイレットペーパー，トイレ処理剤，ごみ袋，ポリタンク，ブルーシート，発電機，投光機，ランタン，工具，リヤカー，感染症対策資器材（マスク，消毒液，体温計等），布担架，応急手当救護セット 等
--

- 2 市は，市民に対して発災当日を含む，3日間「自力でしのげる」だけの食料等を備えることを啓発する。

第3 備蓄スペースの確保

市は、備蓄物資及び防災資機材を市役所等の市の施設、指定避難所等に分散して配置し、災害時に迅速な対応を行えるよう努める。

備蓄物資の収納場所として、市の施設等に防災備蓄倉庫を整備するとともに、市立の小・中学校等の空き教室等を活用し、備蓄場所の確保に努める。

第4 緊急調達体制の整備

市内各事業所等との協定締結を推進し、物資を確保するとともに、災害時に積極的な協力が得られるよう平常時から連絡体制の強化等に努める。

また、不足が生じると判断したときは、協定等を締結している他の自治体に応援を要請し、物資の確保に努める。

1 協定締結事業所等一覧

株式会社アクアクララ水戸、いばらきコープ生活協同組合、イオンモール株式会社イオンモール水戸内原、イオンリテール株式会社イオン水戸内原店、イオンリテール株式会社イオンスタイル水戸下市、株式会社伊藤園水戸東部支店、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会水戸支部、生活協同組合パルシステム茨城、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、5日
で5,000枚の約束プロジェクト実行委員会、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ヨークベニマル、株式会社カインズ等

2 協定締結等により連携している自治体一覧

県内全市町村、全国梅サミット協議会加盟市町、中核市、北関東・新潟地域連携軸推進協議会、北関東中核都市連絡協議会、川口市、柏市、敦賀市、彦根市、高松市、日田市

第5 緊急物資等の集積場所の整備

災害時における緊急物資等の受け入れ、一時保管・仕分・配布等を効率的に行うため、体育施設や公設地方卸売市場など、雨風等をしのげるスペースが確保できる施設を集積場所及び輸送拠点候補とし、災害の状況に応じて指定する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受け入れ、保管を果たすために必要な施設・整備を図るとともに、フォークリフト等の搬送手段の確保に努める。

第13節 応急給水・応急復旧計画

- 第1 応急給水・応急復旧体制の整備
- 第2 災害時生活用水協力井戸登録制度
- 第3 雨水貯留施設等の活用

担当部	市民協働部，生活環境部，水道部
担当班	災害対策班，環境保全班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班

東日本大震災の教訓を踏まえ、避難所に初動段階で必要となる飲料水を配備するとともに、飲料水用耐震貯水槽の整備の推進を図り、さらには災害時生活用水協力井戸制度、等により、生活用水等の確保を図り、応急給水体制の強化に努める。

第1 応急給水・応急復旧体制の整備

1 行動指針

市は、応急給水・応急復旧の行動指針等「水戸市水道災害（事故）対策マニュアル」で定めた事項を、職員に周知徹底するとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直しを行う。

2 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、給水車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行う。

3 協定締結自治体による給水活動の応援

市は、本市のみでの給水活動が困難である場合には、協定を締結している自治体等に協力を要請する。

4 耐震型循環式飲料水貯水槽の整備

市は、道路の破損等により、被害が甚大な地域への飲料水等の搬送が困難になる状況を想定し、耐震型循環式飲料水貯水槽の整備を図る。

5 検査体制の整備

市は、災害時の飲料水及び生活用水の安全確保のため、協定を締結している一般財団法人茨城県薬剤師会検査センターなどとの連携により、水質検査が行えるような体制を整備する。

6 市民との協働による応急給水体制の充実

市は、災害時等における迅速な応急給水活動を行うため、自主防災組織をはじめとする地域住民との連携を図り、市民との協働による応急給水体制の充実を図るとともに、地域等と連携した応急給水訓練の実施に努める。

第2 災害時生活用水協力井戸登録制度

1 目的

災害による断水時に、洗濯、トイレ等に使用する生活用水として提供される井戸を登録し、登録した井戸の情報を市民へ提供することで、災害時における市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図る。

2 登録について

井戸所有者は、災害時に井戸水が無償で提供するとともに、日頃から、井戸の場所を地域住民へ周知することについて承諾のうえ、申請する。

市は、申請に基づき、井戸水の水質等を調査し、調査結果に異常がない井戸を登録する。

3 登録した井戸の周知

市は、登録した井戸の情報を市ホームページに掲載するとともに、各地区会等を通じ市民へ周知し、さらには、登録井戸の敷地入口付近に、「災害時生活用水協力井戸」の看板を掲示し、周知徹底に努める。

また、登録井戸を使用する場合に井戸所有者の許可を取り、マナーを守り使用することをあわせて周知する。

「災害時生活用水協力井戸」の看板のデザイン図



第3 雨水貯留施設等の活用

雨水貯留施設等を住居等に設置することは、災害時の生活用水対策に有効であるとともに、防火用水としても活用することができることから、市は、水戸市雨水貯留施設等設置補助金等により設置を促進する。

第14節 要配慮者・避難行動要支援者支援計画

第1 要配慮者利用施設の安全体制の確保

第2 避難行動要支援体制の確保

第3 外国人に対する防災対策の充実

担当部	市長公室，総務部，市民協働部，福祉部，保健医療部
担当班	企画班，災害対策班，市民班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

近年の災害では，要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者，乳幼児，障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため，県，市及び要配慮者施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は，災害から要配慮者を守るため，安全対策の一層の充実を図り，平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める。

市地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるとともに，地域防災計画に基づいて，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成する。

また，県及び市は，路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備，車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備，明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等，要配慮者に配慮した防災基盤整備を推進する。

第1 要配慮者利用施設の安全体制の確保

1 防災組織体制の整備

施設管理者は，災害時に備え，あらかじめ防災組織を整え，職員の職務分担，動員計画，避難誘導體制等の整備を図る。また，施設利用者の情報（緊急連絡先，家族構成，日常生活自立度）について整理・保管する。

市は，要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し，施設利用者等の安全を図る。

2 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は，非常用通報装置の設置など，災害時における通信手段の整備を図るとともに，他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等との連携等施設利用者等の安全確保についての協力体制を整備する。

県及び市は，福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより，協力体制の強化を図るとともに，施設相互間の応援協定の締結，施設と近隣住民

(自主防災組織)、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

3 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努め、県及び市はこれを促進する。

市は、市社会福祉施設について、施設利用者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震改修工事を行う。

4 防災資機材の整備、食料等の備蓄

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、市社会福祉施設に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

5 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的の実施する。

市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

第2 避難行動要支援体制の確保

市は、災対法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、関係団体、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者の救援体制の確保を図るとともに、自助・近所・共助・公助を促進し、連携することで地域防災力を強化する。

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者の支援対策を進めるために、災対法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者との情報共有化を図り、災害時における安否確認、避難誘導等の支援活動が迅速かつ的確に実施できる体制の確保に努める。

(1) 避難行動要支援者基礎名簿

市は、以下に掲げる要件に該当する要配慮者を避難行動要支援者とし、避難行動要支援者に該当する者の名簿（以下、「基礎名簿」という。）を作成する。

なお、基礎名簿の作成に必要な個人情報、災対法第49条の10第3項の規定に基づき、県及び市が保有する要配慮者の情報を目的外使用し、対象とする要配慮者に関する情報を把握する。

要 件
・介護保険の要介護 2 以上の方 ・身体障害者手帳（1・2 級）の交付を受けている方 ・療育手帳（㊦・A）の交付を受けている方 ・精神保健福祉手帳（1・2 級）の交付を受けている方 ・75 歳以上のひとり暮らしの方 ・市の支援を受けている難病患者の方 ・その他市長が認めた方

(1) 基礎名簿登録事項

基礎名簿には、避難行動要支援者に関する以下に掲げる事項を登録する。

名簿登録事項
・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由 ・避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 施設等を利用する要配慮者

登録要件に該当する要配慮者のうち、社会福祉施設利用者や長期入院患者については、利用施設等による支援を受けるため、基礎名簿登録を行わない。

2 避難行動要支援者同意名簿の作成

市は、基礎名簿に登録した者のうち、名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することに同意した者の名簿（以下「同意名簿」という。）を作成する。

(1) 同意名簿登録に係る意向調査

市は、基礎名簿の登録者に対して、「避難行動要支援者登録申請書（兼個人情報の提供に関する同意書）（以下「申請書」という。）」により、個人情報の提供に係る意向を調査し、申請書により登録を申し出た者を、同意名簿に登録する。

なお、同意名簿に登録する事項は、上に掲げる基礎名簿の登録事項と同様のものとする。

(2) 意向調査の対象となる要配慮者以外の者

市は、基礎名簿の登録者以外の者から、災害時における支援活動を求められた場

合は、同意名簿に登録する。

3 名簿の提供

(1) 基礎名簿の提供

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときに、避難行動要支援者名簿を以下に掲げる避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者
・市職員 ・自主防災組織 ・消防局 ・消防団 ・民生委員 ・警察署 ・地域支援センター ・社会福祉協議会

(2) 同意名簿の提供

市は、同意名簿に登録されている情報について、平常時から避難支援等関係者に提供する。

(3) 名簿の適正管理

市は、基礎及び同意名簿の提供に当たり名簿の適正管理について以下の措置を講じ、適正な管理を徹底する。

ア 避難支援以外には使用しないことの周知

イ 名簿の閲覧制限

ウ 紙による名簿提供及び複写，データ化の原則禁止

エ 個人情報の取扱いに関する研修の実施

4 名簿の更新

市は、基礎及び同意名簿情報について定期的な更新を行い、最新のものとするよう努める。

5 地域ぐるみの支援体制

(1) 避難支援等関係者による支援体制づくり

避難支援等関係者は、災害発生時に、地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保するため、同意名簿を適切に活用し、個々の避難行動要支援者と日常的に関わりのある親族や近隣住民と連携し、平常時から見守り活動を行う。

(2) 個別計画作成

市は、避難支援等関係者と連携し、同意名簿の登録者ごとに個別計画を作成する

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、二次災害等により被災することがないように自らの安全確保に努め、可能な範囲で支援を行う。

6 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

県及び市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、情報入手困難な聴覚障害者に対して、FAXなど通信装置の貸与や情報伝達体制の確立に努める。

市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当と福祉担当との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルを策定するとともに、避難行動要支援者、避難支援等関係者に対する防災ラジオの無償貸与等情報伝達体制の整備に努める。

また、県及び市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、緊急通報システムの整備に努める。

7 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、避難支援等関係者及びボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、市で策定した水戸市災害時要配慮者安心安全行動マニュアルなどにより、要配慮者に十分配慮したきめ細やかな防災に関する知識等の普及・啓発を図る。

第3 外国人に対する防災対策の充実

1 外国人の所在の把握

市は、市国際交流協会等と連携し、災害時における外国人への安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

2 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、市国際交流協会等と連携し、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

3 防災知識の普及・啓発

市は、市国際交流協会等と連携し、日本語を理解できない外国人のために、「やさしい日本語」による防災パンフレットや、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受け入れ機関などを通じて配布を行うほか、インターネット等を利用して、防災知識の普及・啓発に努める。

4 災害時マニュアル等の携行促進

市は、市国際交流協会等と連携し、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名、住所、連絡先、国籍、言語、血液型、既往症、宗教等を記載する災害時マニュアル等を配布し、外国人にその作成を勧めるとともに、携行の促進に努める。

5 外国人が安心して生活できる環境の整備

(1) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し、適切なアドバイスを受けられるように、市は、外国人相談窓口の充実を図る。

(2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するよう努める。

また、県及び市は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

(3) 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報などの日常生活にかかわる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

(4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(5) 語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

また、市国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、県と連携し、「多文化共生サポーターバンク」としての機能を速やかに整備する。

(6) 語学ボランティアの登録・養成

市国際交流協会は、県と連携し、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努める。

第15節 防災知識普及計画

- 第1 市民に対する普及啓発
- 第2 児童生徒等に対する防災教育
- 第3 職員に対する防災研修

担当部	総務部，市民協働部，教育委員会，消防局
担当班	人事班，災害対策班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会），火災予防班

災害による被害を最小限にとどめるためには，市民の一人一人が日頃から災害に対する認識を深め，災害から自らを守り，お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため，市及び防災関係機関は，男女双方の視点をはじめ，多様な観点を踏まえながら，防災普及啓発活動を推進する。

また，市は，防災活動を的確に行うため，市，公共的団体及び事業所の職員の防災知識を高めその理解と協力を得る。

第1 市民に対する普及啓発

1 普及すべき防災知識の内容

(1) 「自助」，「近助」，「共助」の推進

- ア 震災時の危険性
- イ 家庭での予防・安全対策
- ウ 最低3日間，推奨1週間に相当する量の食料，飲料水等の備蓄
- エ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- オ 震災時の家庭内の連絡体制の確保
- カ 注意報・警報等の内容と発表時にとるべき行動
- キ 避難所及び広域避難場所の位置，避難時や避難場所での行動
- ク 高齢者等避難，避難指示及び緊急安全確保の内容と早期避難の重要性
- ケ 日頃から隣近所で声をかけ合うことによる協力体制の確立
- コ 自主防災組織等の地域での防災活動
- サ 要配慮者への支援協力
- シ 地域で実施する防災訓練への積極的参加
- ス 避難行動をあらかじめ認識するための取組

(2) 緊急地震速報の普及啓発

地震による大きな揺れの到達に先立ち，気象庁から発表される「緊急地震速報」について，市及び水戸地方气象台は，講習会等を利用してその特性と限界，具体的内容，発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに，資料を積極

的に配布して、十分な周知を行う。

【緊急地震速報（警報）の実施基準等】

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、これを報道機関等の協力を求めて市民等へ周知する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2 普及啓発手段

(1) 広報紙、パンフレット、ハザードマップ等の配布

市は、広報紙、パンフレット、ハザードマップ等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する地域の普及、防災意識の高揚を図る。

(2) 講習会等の開催

市は、防災をテーマにした講演会、講習会、シンポジウム等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

また、地域の自主防災組織等と連携し、地域の実情に応じた講演会等を実施する。

(3) その他のメディアの活用

ア テレビ・ラジオ局の番組の活用

イ ビデオ・DVDの貸出

ウ 文字放送の活用

エ インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用

オ 水戸市メールマガジンの活用

第2 児童生徒等に対する防災教育

1 児童生徒等に対する防災教育

- (1) 保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、各学校で策定した学校安全計画に基づき、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

また、指導内容としては、災害時の身体安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などが挙げられる。

(2) 地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

(3) 災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等とともに、保護者も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設け、体験的学習の充実に努める。

2 指導者に対する防災教育

指導者のための手引書等の作成・配布及び防災に関する研修会を通して、指導者の資質向上を図る。

第3 職員に対する防災普及啓発

市民の生命、身体及び財産を各種災害から守るための防災活動には、職員の心構え及び防災知識が欠かせないことから、市は、計画的かつ継続的な職員の防災教育研修を行い、防災知識の周知徹底と意識の高揚に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

1 研修の方法

職員個々が知識を高め、災害時に有効適切な活動が実施できる体制を確立するとともに、市民への適切な対応を期する。

(1) 職場外研修

職場外研修では、一般的、共通的な防災知識の教育や防災に関する知識の普及に努める。

(2) 職場研修

職場研修では、それぞれの職場で具体的に定められた、職員個々の役割や職場の役割などの職場に合った研修を実施する。

(3) 庁内の広報による周知

職場外研修、職場研修に加え、全職員を対象とした印刷物等による防災知識の普及を行うとともに、職員の自己研鑽を促し、防災業務の周知徹底に努める。

2 研修内容

研修の内容は、次の事項を基本とし、その他必要な事項を教育する。

(1) 防災対策に関すること。

- (2) 災害予防計画に関すること。
- (3) 災害応急対策に関すること。
- (4) 災害復旧計画に関すること。
- (5) 職員等が果すべき役割に関すること。
- (6) 過去の事例による防災教育に関すること。

第16節 防災訓練計画

第1 総合防災訓練

第2 各種訓練

第3 事業所，自主防災組織，市民等の訓練

担当部	市民協働部，福祉部，教育委員会，消防局，水道部
担当班	災害対策班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会），火災予防班，消防救助班，救急班，水道総務班，応急給水班

災害時の迅速かつ的確な行動のためには，日頃からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的，継続的に実施する。

また，訓練の実施に当たっては，多様なニーズを踏まえ，男性，女性，性的マイノリティの方の視点などに十分配慮するよう努める。

第1 総合防災訓練

1 次の訓練種目等を関係機関と連携し，実施する。

また，訓練に当たっては，展示・体験スペースを設置し，市民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版，救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

- (1) 災害対策本部設置・運営
- (2) 交通規制及び交通整理
- (3) 避難準備及び避難誘導，避難所の運営
- (4) 救出・救助，救護・応急医療
- (5) ライフライン復旧
- (6) 各種火災消火
- (7) 道路復旧，障害物排除
- (8) 緊急物資輸送
- (9) 無線による被害情報収集伝達
- (10) 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- (11) 応急給水活動
- (12) その他

2 訓練参加機関

県，他の自治体，防災関係機関，協定締結団体，企業，事業所等と連携するとともに，自主防災組織，ボランティア組織，要配慮者も含めた一般市民の参加も広く呼びかけ，応援の派遣，受け入れを中心とした協定自治体との合同訓練も含め実施する。

3 防災訓練時の交通規制

警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

4 訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行う。

第2 各種訓練

1 避難訓練

(1) 市による避難訓練

災害時における避難指示、立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織、事業者をはじめとする市民の協力を得て実施する。

(2) 保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、病院、社会福祉施設等における訓練

幼児、児童、生徒、高齢者、障害者等の避難行動要支援者等の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(3) 学校と地域が連携した訓練の実施

市は、学校及び地域と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、避難所運営等の実践的な訓練を行うよう努める。

2 非常参集訓練

市及び防災関係機関は、災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに、災害時の即応体制の強化に努める。

また、非常参集訓練と同時に、災害対策本部運営訓練及び情報収集伝達訓練もあわせて実施する。

3 通信訓練

市は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備等を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

4 図上訓練

災害時に生じると予想される様々な具体的事案に即した状況付与を行い、その種の

事案に対する対応能力，意思決定能力を問う訓練である。市は，図上訓練を実施するとともに，実施後は，内容の検証を行い課題の改善に努める。

第3 事業所，自主防災組織，市民等の訓練

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校，病院，工場，事業所，百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は，その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的の実施する。

また，地域の一員として，市，消防局及び地域の防災組織が行う防災訓練にも積極的に参加し，事業所の特性に応じた防災活動により地域に貢献するよう努める。

2 自主防災組織等における訓練

自主防災組織は地域住民の防災行動力の強化，防災意識の向上，組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため，市及び消防局の指導のもと，地域の事業所とも協調して，年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練の実施に当たっては，女性の参画の促進に努める。

訓練種目は，初期消火訓練，応急救護訓練，避難訓練及び要配慮者等安全確保訓練を主として行う。

また，市は，自主防災組織等からの指導協力の要請を受けたときは，消防団や自衛隊等の防災関係機関との連携をとり，積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3 市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み，市及び防災関係機関は，防災訓練に際して，広く要配慮者も含めた市民の参加を求め，市民の防災知識の普及啓発，防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また，市民は，防災対策の重要性を理解し，各種の防災訓練への積極的・主体的な参加，防災教育施設での体験訓練，家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努める。

第17節 災害に関する調査研究計画

第1 基礎的調査研究

第2 防災アセスメントの実施

第3 震災対策に関する調査研究

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班

大地震による被害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範囲で多様かつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に推進する。

また、市は、県及び防災関係機関と協力して実施する建物被害・人的被害を主とした被害想定調査結果はもとより、防災体制の連携の強化、地震における被害の軽減を図るために様々な調査研究結果を集積し、総合防災の対策に努める。

第1 基礎的調査研究

県、市及び防災関係機関が調査する自然条件及び社会条件の把握は、震災に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード・ソフト両面で地域別データを調査、収集、データベース化し、情報の利用を図る。

県、市及び防災関係機関は、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の流通並びに情報の一元化等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

また、市においても積極的に調査研究に努める。

1 自然の条件

(1) 地盤及び地質

ボーリング柱状図、表層地質図等

(2) 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等）

活断層の分布及び活動状況等

(3) 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。

2 社会の条件

(1) ハード面

ア 建築物の用途、規模、構造等の現況

イ 道路、橋、ライフライン施設等公共土木施設の現況

ウ ガソリンスタンド等危険物施設の現況

エ 耐震性貯水槽等消防水利の現況等

(2) ソフト面

ア 昼夜間人口，災害弱者等の人口分布

イ 県民及び市民の防災意識等

3 震災の事例

県，市及び防災関係機関は，国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱，復旧・復興対策等過去の震災事例に対する調査研究を行い，震災対策立案に資する。

4 津波の事例

本県において過去に発生した津波の記録を詳細にわたって再度調査・整理し，正確に把握するとともに，対策の立案に資する。

第2 防災アセスメントの実施

震災対策の立案や公共施設の耐震化等予防対策，市民の普及啓発のための資料として，市内の危険度判定等を行う防災アセスメントは効果的である。

被害想定の手法及び結果については，社会状況の変化等に応じるため，原則として10年ごととし，状況に応じて見直しを図る。

第3 震災対策に関する調査研究

災害の発生に地域性，時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として，災害の拡大原因となるものは何か，被害を最小限に抑える方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるとともに，災害記録を後世に残すため，記録媒体の保存方法等を検討する。

また，震災対策に関する調査研究テーマとしては，次のものがあげられる。

- 1 災害に強いまちづくりのための調査研究
- 2 地震被害軽減のための調査研究
- 3 防災教育・訓練のための調査研究
- 4 応援・派遣に関する調査研究
- 5 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- 6 被災者生活救援のための調査研究
- 7 応急復旧・事後処理のための調査研究
- 8 震災復興のための調査研究

